

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】 (令和 2 年 10 月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けるものです。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者*である。なお、数値は令和 2 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数（東京都内のハローワークに届け出されたもの）を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

今般、令和 2 年 10 月末現在の届出状況を取りまとめたので、公表する。

※特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

令和 2 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 69,957 か所であり、外国人労働者数は 496,954 人であった。これは令和元年 10 月末現在の 64,637 か所、485,345 人に比べ、5,320 か所(8.2%)、11,609 人(2.4%)の増加となった。外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数ともに平成 19 年に届出が義務化されて以降、過去最高の数値を更新した。

【図 1-1、図 1-2、別表 2、参考表】

図 1-1 外国人雇用事業所数の推移（事業所）

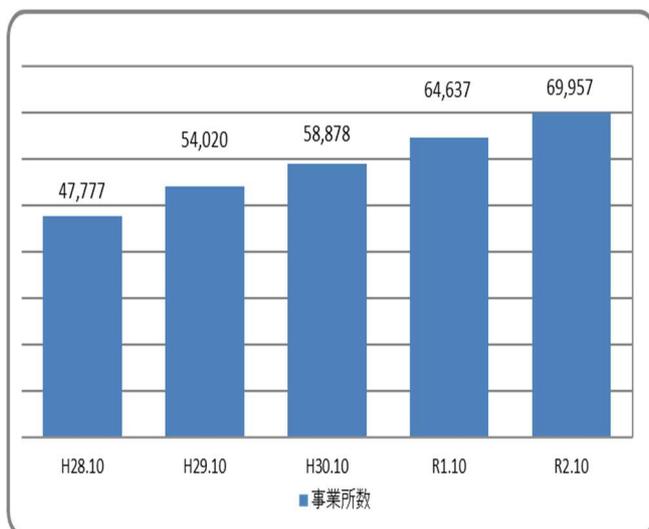


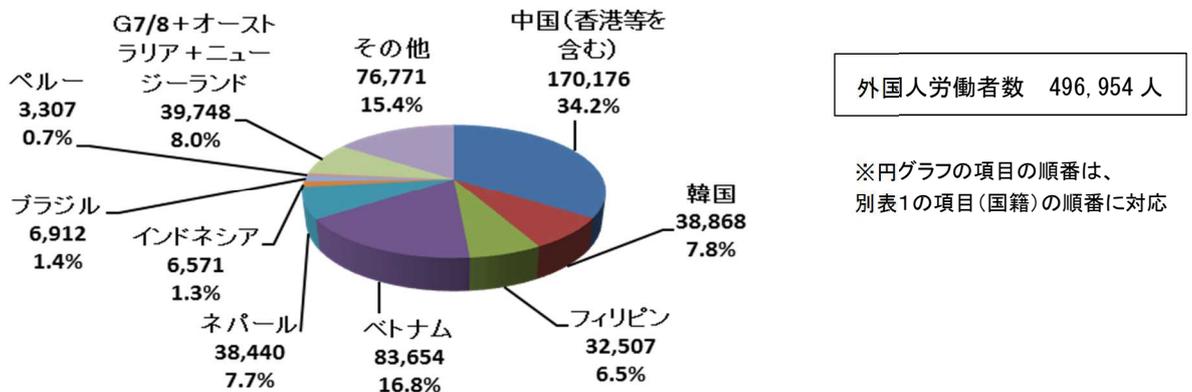
図 1-2 外国人労働者数の推移（人）



2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国が最も多く 170,176 人で、外国人労働者数全体の 34.2% を占め、次いで、ベトナム 83,654 人 (同 16.8%)、韓国 38,868 人 (同 7.8%)、ネパール 38,440 人 (同 7.7%)、フィリピン 32,507 人 (同 6.5%)、の順となっている。

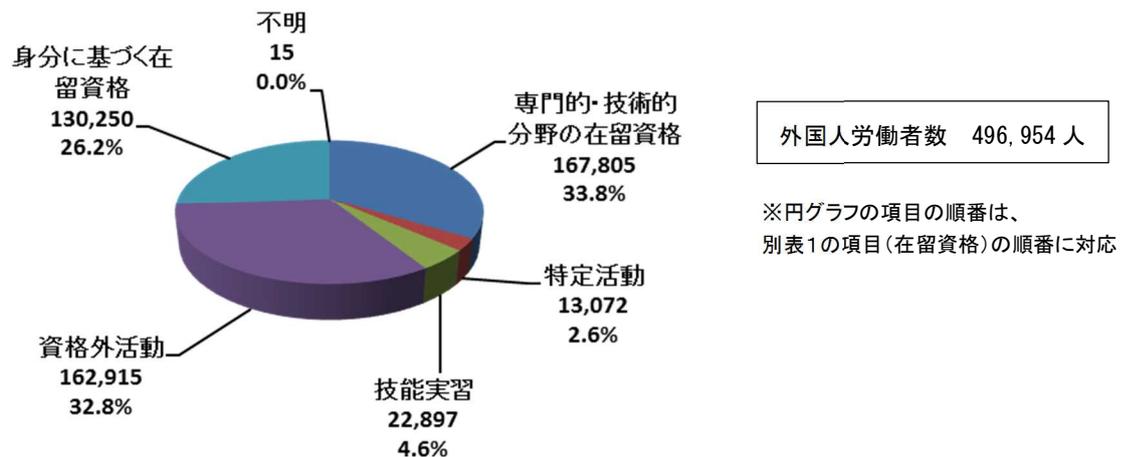
図2 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格¹」が外国人労働者全体の 33.8% を占め、「資格外活動」が 32.8% 「身分に基づく在留資格²」が 26.2% となっている。

「専門的・技術的分野の在留資格」は、167,805 人と前年同期比で 11,327 人 (7.2%) の増加、「資格外活動 (うち留学)」は、133,638 人と前年同期比で 13,377 人 (9.1%) 減少している。【図 3、別表 1、参考表】

図3 在留資格別外国人労働者の割合



¹ 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

² 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

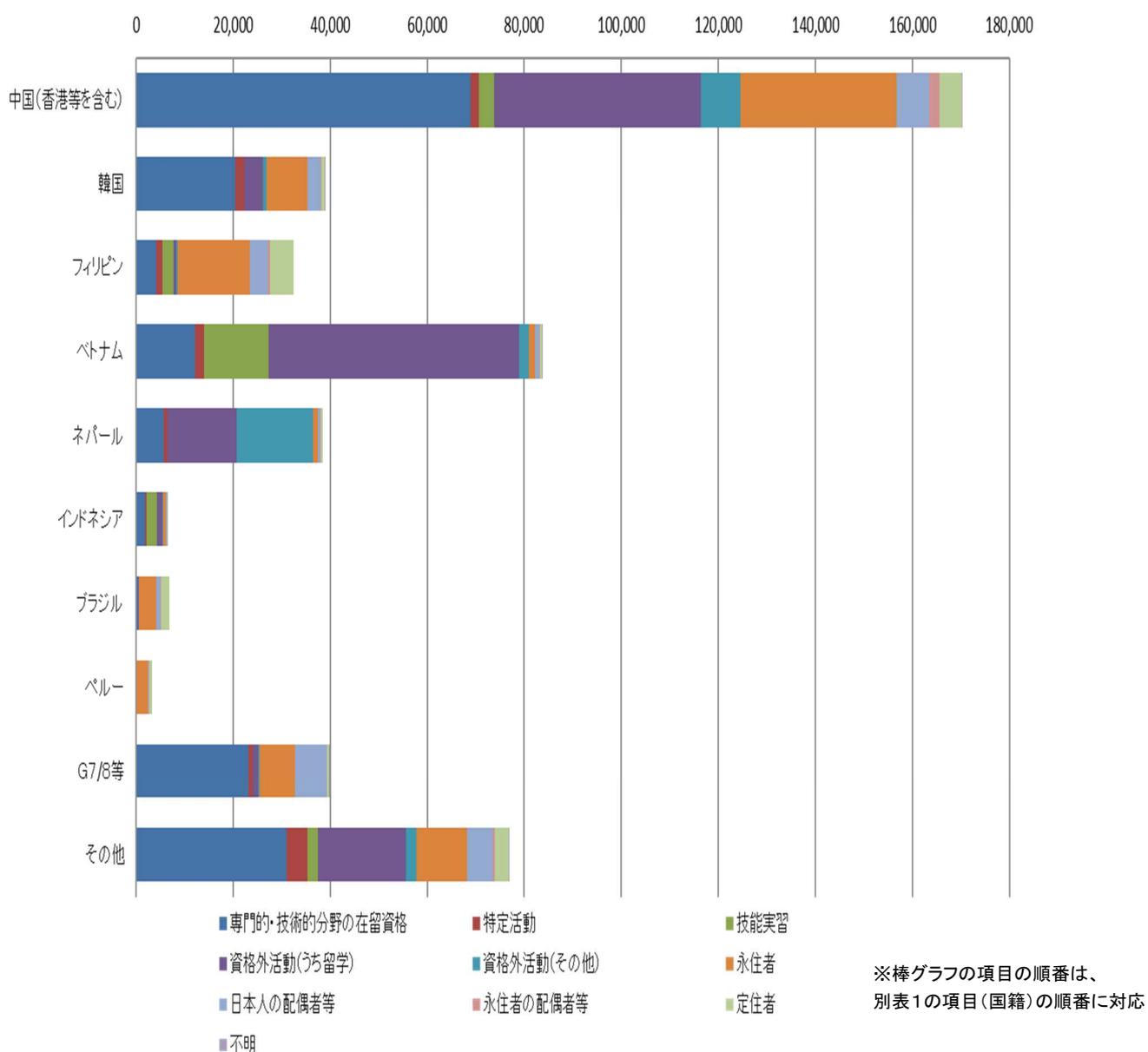
(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は、「専門的・技術的分野の在留資格」が40.5%、「資格外活動（うち留学）」が25.1%、「身分に基づく在留資格」が26.8%となっている。

フィリピン、ブラジル、ペルーは、「身分に基づく在留資格」が多く、それぞれ73.8%、91.6%、97.4%を占めている。なお、「身分に基づく在留資格」の内訳では「永住者」の割合が最も高く、フィリピン国籍者のうち46.0%、ブラジル国籍者のうち51.4%、ペルー国籍者のうち70.1%となっている。

ベトナム及びネパールは、「資格外活動」が多く、それぞれ64.1%、78.0%を占めている。

G7/8等³及び韓国は、「専門的・技術的分野の在留資格」が半数以上であり、それぞれ58.1%、52.5%を占めている。【図4、別表1】

図4 国籍別外国人労働者の在留資格別割合

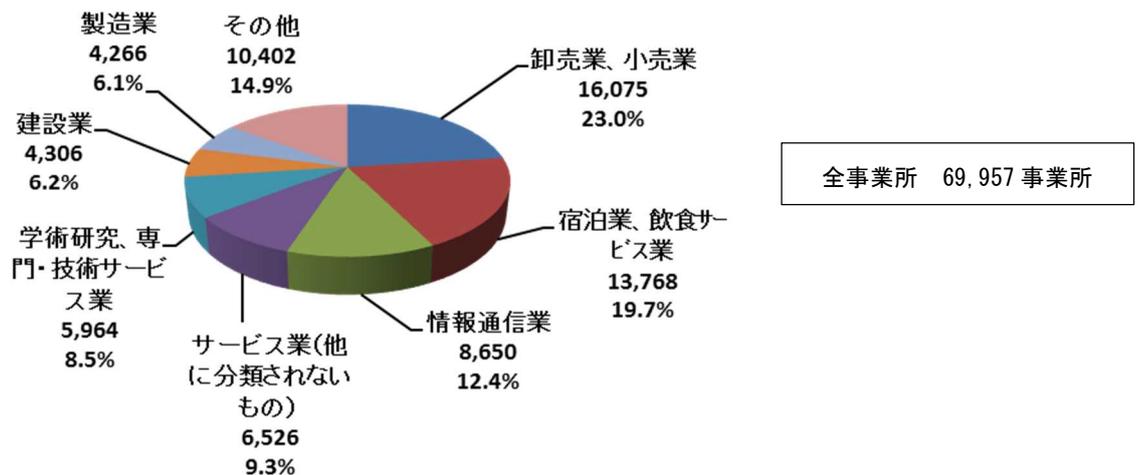


³ G7/8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別にみると、「卸売業、小売業」が23.0%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が19.7%、「情報通信業」が12.4%、「サービス業（他に分類されないもの）⁴」が9.3%、「学術研究、専門・技術サービス業」が8.5%、「建設業」が6.2%となっている。【図5、別表2】

図5 産業別外国人雇用事業所の割合

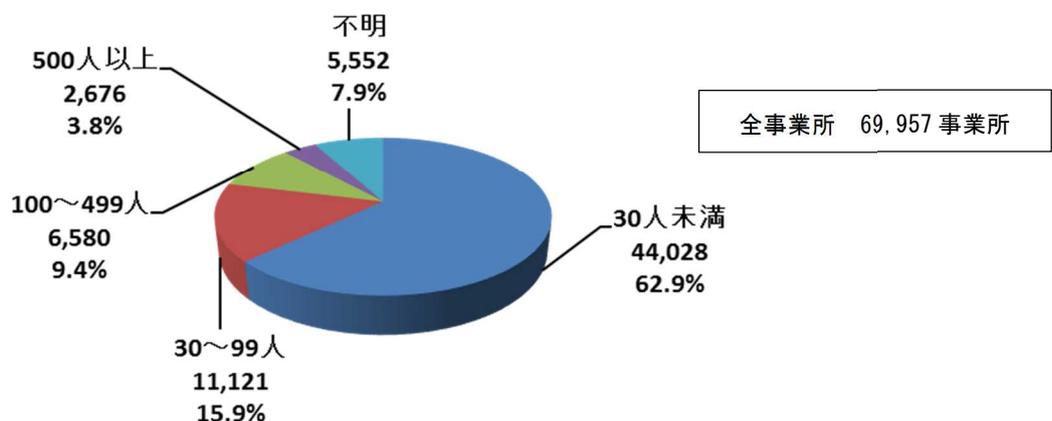


(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の62.9%を占める。

外国人労働者を雇用する事業所数ほどの規模においても増加しており、特に「30～99人」規模の事業所では前年同期比で10.0%の増加と、最も高い伸び率となっている。

【図6、別表5、参考表】

図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

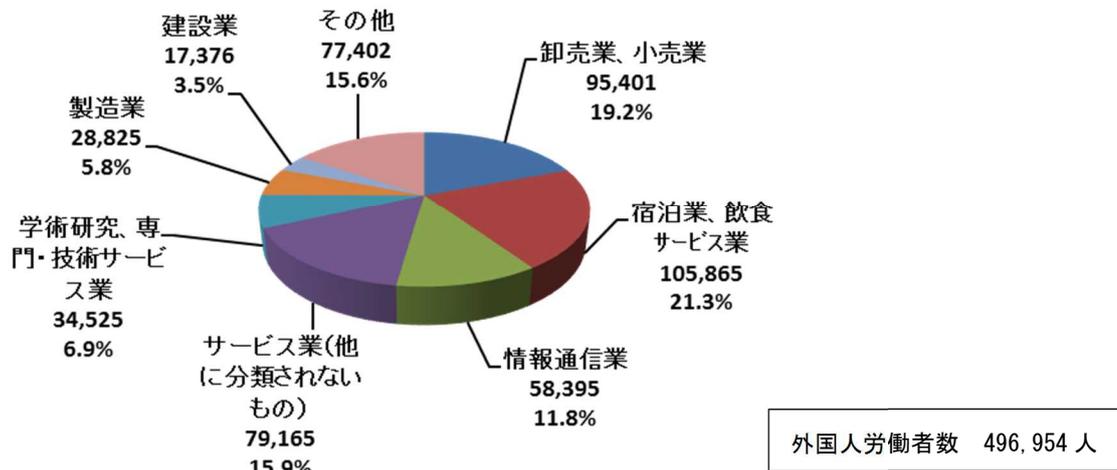


⁴ 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣、ビルメンテナンス業等が含まれる。

4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が21.3%を占め、次いで「卸売業、小売業」が19.2%、「サービス業（他に分類されないもの）」が15.9%、「情報通信業」が11.8%、「学術研究、専門・技術サービス業」が6.9%、「製造業」が5.8%となっている。【図7-1、別表2】

図7-1 産業別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」は、「情報通信業」が27.6%、「卸売業、小売業」が15.5%となっている。「技能実習」は、「建設業」が40.8%、「製造業」が20.0%を占めている。「資格外活動（うち留学）」は、「宿泊業、飲食サービス業」が44.3%、「卸売業、小売業」が24.6%となっている。「身分に基づく在留資格」は、「卸売業・小売業」が20.2%、「サービス業（他に分類されないもの）」が17.7%となっている。【別表3】

(3) 国籍別・産業別にみると、中国、韓国は、「卸売業、小売業」がそれぞれ24.9%、21.7%、ベトナム、ネパールは、「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ31.4%、42.9%、フィリピン、ブラジル、ペルーは、「サービス業（他に分類されないもの）」がそれぞれ24.1%、22.1%、24.3%、G7/8等は、「教育、学習支援業」が26.6%と最も高い割合を占めている。【別表4】

(4) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の37.1%を占めている。次いで「500人以上」規模の事業所が27.8%、「100～499人」規模の事業所が16.3%、「30～99人」規模の事業所が14.3%となっている。【図8、別表5】

図8 事業所規模別外国人労働者の割合

